

# 「山口市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用業務」委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、山口市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用業務委託に係る受託者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

## 2 業務の内容

### (1) 業務の目的

本市では、市報やウェブサイト、SNS等を活用し、市政情報を発信してきたが、今後、市民と行政が地域課題やまちづくりの目標を共有し、市民の市政への関心やまちづくりへの参画意欲を高めていく必要がある。そのためには、より積極的な市政情報の発信のみならず、市民意見や行政手続申請をオンライン上で受け付けることができるよう基盤整備を進めるなど、スマート自治体・スマートシティの推進に向け市民と行政の双方向からコミュニケーションがとれるよう新たな窓口を整備することが求められる。また、市民の利便性の向上とともに経費の節減、事務の効率化を進める必要がある。

そこで、新たな情報配信サービスの提供として、スマートフォン保持者の約8割がインストールしているアプリケーション「LINE」を活用し、市民サービスの向上、市政情報発信の充実強化、持ち運べる市役所の実現を図るものである。

### (2) プロポーザルの名称

山口市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用業務委託

### (3) 業務の実施場所

山口市総合政策部広報広聴課及び山口市が指定する場所

### (4) 業務期間

契約日から令和3年3月31日まで

### (5) 業務内容

「山口市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用業務委託」仕様書のとおり

### (6) 提案上限額

金5,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案上限額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであり、この金額を超えて提案することができない。なお、提案限度額を超えて提案を行った場合は失格とする。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 令和2年6月15日時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、本店を市内に有していること。

また、令和2年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分59「業務委託（コンピュータサービス）」のコード01「システム的设计・開発」及びコード02「システムの保守・維持・運用管理」の営業種目で登録されていること。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和2年6月10日）から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

#### 4 選定スケジュール（予定）

募集要領等の公表・・・・・・・・・・令和2年5月27日（水）

質問の受付期間・・・・・・・・・・令和2年5月27日（水）～6月3日（水）正午

質問に対する回答期限・・・・・・・・・・令和2年6月4日（木）

参加意向申出書提出期間・・・・・・・・・・令和2年5月27日（水）～6月10日（水）正午

企画提案書の受付期間・・・・・・・・・・令和2年6月15日（月）～6月22日（月）正午

プレゼンテーション・・・・・・・・・・令和2年6月26日（金）予定

選定結果通知・・・・・・・・・・令和2年6月29日（月）

※契約…令和2年6月末を予定

※ただし、各実施日については、事務の都合により変更される場合がある。

#### 5 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 提出様式及び部数

参加意向申出書（様式第1号）1部

(2) 提出期限

令和2年6月10日（水）正午まで

※持参による場合の受付は、土・日曜、祝日を除く。

(3) 提出先

山口市総合政策部広報広聴課

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

## 6 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

### (1) 質問の提出方法

- ア 提出書類：質問書（様式第2号）
- イ 提出方法：持参又は電子メール（受付期限内必着）
- ウ 受付期限：令和2年6月3日（水）正午まで
- エ 提出先：山口市総合政策部広報広聴課

### (2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和2年6月4日（木）までに本市の公式ウェブサイト（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>）で公表する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

## 7 提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書等の提出について（様式第3号）
  - イ 業務提案書（様式第4号）
  - ウ アプリケーション及びシステムの設計・開発業務に関する実績（様式第5号）
  - エ 業務実施体制（様式第6号）
  - オ 会社概要（任意様式） ※パンフレット等で可
  - カ 構築・運用に係る見積書（任意様式）
- ※山口市長宛て。業務内容及び人件費等の積算内訳を記載。
- キ 直前2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれに類する書類
  - ク 法人市民税納税証明書（正本1部）

### (2) 提案内容

別紙「山口市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用業務委託提案書評価基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。

### (3) 書類作成上の留意事項

- ア 具体的な内容が把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。
- イ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。
- ウ 様式として、1ページとしているが、1ページに収まらなくとも差し支えない。
- エ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

オ 提案書類一式を上記（１）ア～クの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

カ 様式書類については、記載項目が網羅されていれば様式については問わない。

（４）提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

（５）提出期限

令和２年６月２２日（月）正午まで

（６）提出先

山口市総合政策部広報広聴課

（７）提出部数

正本１部、副本１０部

（８）その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## ８ 事業者の選定

（１）プレゼンテーション

ア 実施日時・場所：令和２年６月２６日（金）（予定）

※ 時間及び会場については、別途応募者に通知する。

イ 実施時間：３０分以内（提案説明２０分以内、質疑応答１０分以内）

ウ 出席者：３名以内

エ 選定方法

別紙「山口市公式 LINE 情報配信サービス構築・運用業務委託提案書評価基準」に基づき、市職員で構成する評価委員会が企画提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を選定する。

評価委員会は、提案上限額の範囲内で、６０点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

審査結果通知は、プレゼンテーションを行った全事業者に令和２年６月２９日（月）に電子メールで行う。結果通知の内容に対する異議申立てには一切応じない。

オ その他

企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

（２）評価結果の公表

最終的な評価結果は、受託候補者名及びその採点結果を本市のウェブサイト公表する。

## 9 契約の締結

8で選定した受託候補者と協議し、契約手続を進めるものとする。

なお、受託候補者が応募資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

※ただし、令和3年度以降の業務を確約するものではありません。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

## 11 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提案内容は契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (9) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

## 12 所管課（問合せ先）

山口市総合政策部広報広聴課

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2753

FAX 番号：083-934-2643

E-mail：koho@city.yamaguchi.lg.jp